

## 議案第 96 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 3 3 号及び第 1 3 4 号中「神奈川県ふぐ取扱及び販売条例」を「神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例」に改め、同条第 1 3 5 号中「神奈川県水浴場等に関する条例」を「神奈川県海水浴場等に関する条例」に、「第 6 条」を「第 9 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

神奈川県ふぐ取扱及び販売条例及び神奈川県水浴場等に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。